

学校選択制の概要

大阪市では、市立の小・中学校に入学する場合、お住まいの住所地により通学する学校（通学区域校）が決められています。

学校選択制は、**小・中学校に入学する際の1回のみ、通学区域内外の学校を希望により選択できる制度**であり、各学校が受け入れ可能な人数の範囲内であれば、希望する学校に入学することができます。鶴見区では平成26年度から中学校、平成27年度からは小学校においても学校選択制を実施しています。

▶ 学校選択の対象者

令和9年度に鶴見区内の市立小・中学校に入学を予定しており、区内に住民登録があり、かつそこに居住する方が対象です。

▶ 選択できる学校の範囲

鶴見区内の全市立小・中学校が選択の対象です。

通学区域内に居住する児童・生徒が、住所地の通学区域内の学校を希望する場合は、必ず入学できます。

通学区域外の学校を希望した場合、それぞれの小・中学校の受入可能人数の範囲で受け入れることとなります。そのため、**必ず入学できるとは限りません。**

なお、**通学は原則徒歩とし、自転車の利用は禁止します。**通学の安全確保は保護者の責任となるため、学校を選択する際は慎重にお決めください。

▶ 選択の機会

- 令和9年4月に小学校・中学校に新1年生として入学する際
- 令和9年4月以降の転入時

▶ 選択における優先扱い

学校選択にあたって、通学区域外の学校を選択した場合、次の事由を優先して取り扱います。**優先事由は申告制です。必ず希望調査票の優先事由欄に記入してください。**

●きょうだい関係

通学区域外の学校に兄や姉が学校選択制により在学し、その弟や妹が同じ学校を希望する場合は次のように優先されます。

- ①学校の受入可能人数を超えない場合は入学できます。
- ②学校の受入可能人数を超える場合は抽選において優先します。

※本人が入学時に兄や姉が卒業する場合は優先されません。

双子など新1年生同士の兄弟姉妹が同一の学校に就学・進学を希望する場合は、希望調査時の申請により1組として取り扱います。

施設一体型小中一貫校はきょうだい関係の優先はありません。

●進学中学校

学校選択制により通学区域外の小学校に就学している児童は、中学校に進学する際には、通学区域の中学校が就学指定校になります。現在在籍している小学校の進学先中学校への進学を希望される場合は、改めて学校選択制において進学先の中学校を希望していただく必要があります。選択された学校が受入可能なら入学できます。受入人数を超える場合は抽選において優先します。

▶ 指定校変更について

指定校変更とは、**学校選択制とは全く異なり**、大阪府で定めた一定の基準に基づき、相当な理由がある場合（住宅建て替えに伴い通学区域以外に転居する場合で現に在学する学校に通いたい場合等）に、区長の許可により指定された学校以外への就学を認める制度です。

就学通知書送付時に指定校変更の案内を同封いたしますので、指定校変更を希望される方は、就学通知書がお手元に届いてから申請してください。

中学校に進学される際、現在通っている小学校が学校選択制によるものか指定校変更によるものか分からない場合は、鶴見区役所窓口サービス課（住民情報）にお問い合わせください。

担当

鶴見区役所 窓口サービス課(住民情報)

TEL: 06-6915-9963 (直通)

▶ 選択制に際しての注意点 ※必ずご一読ください。

- 学校を選択する際には、事実と異なる風評や偏見などいわれなき忌避意識により学校選択をすることがないよう、適切な学校選択を行ってください。
- 登校・下校の通学の安全確保は、保護者の責任になります。16歳以上の運転者が、6歳未満の幼児を自転車の幼児用座席に乗車させることはできませんが、6歳以上のお子さんを乗車させることは規則上禁止されています（道路交通法第57条、大阪府道路交通規則第11条）。
- 通学経路や通学時間等を考慮して、卒業まで無理なく通学できる学校を選択してください。
- 市立の学校には教員の人事異動がありますので、人事異動により学校の特色や部活動の内容等が変更になることもあります。
- 国立・私立・特別支援学校を希望している場合でも、受験等の結果によって、本市の学校選択制で通学区域外の学校を希望する場合は、希望調査票に希望する学校名を記載する必要があります。なお、記載がない場合につきましては、通学区域の学校が希望校として指定されることになります。
- 鶴見区では第2希望校まで選択できますが、第2希望校まで選択後、第1希望校の抽選に落選し、第2希望校に空きがある場合、第2希望校に確定します。その場合、第1希望校への補欠登録はされません（7頁参照）**あくまで第1希望校のみを希望したい場合は、第2希望校を記載しないでください。**
- 学校選択において、異なる通学区域への転居や国立・私立学校等に入学が決定した場合等を除き、**希望確定後の変更や入学の「辞退」はできません。**また、**通学区域校へ戻ることもできません。**なお、入学後も同様に、特別な事由がある場合を除き、通学区域校への「転校」はできません。学校を選択する際は、慎重にお決めください。

ご協力をお願い

鶴見区の市立小・中学校に入学しない場合は、必ずお知らせください。

国立・私立学校等に入学が決定し、鶴見区の市立小・中学校に入学しない方は、速やかに**鶴見区役所窓口サービス課 住民情報（区役所1階3番窓口）**まで、**その学校の入学許可書を提出してください。**

抽選で補欠になった方が繰上げ当選を待っています。

学級編成を円滑に行うためにも、ご協力をお願いします。

担当

鶴見区役所 窓口サービス課(住民情報)

TEL: 06-6915-9963 (直通)

